（別 紙2）

放送内容反訳書

① D

「まずですね、最初のテーマにいく前に、5月24日、山口県光市母子殺害事件の差戻審の控訴審が、今週開かれまして、検察側は改めて死刑を求め、弁護側は死刑回避を主張。21名にも及ぶ弁護団によりますと、『当時少年は精神的に未発達で、ままごと遊びの感覚でやった』、『抵抗されたのでスリーパーホールドにした』、『生き返らせるために姦淫した』などと殺意の存在を否定。傷害致死にとどまると主張しました。ま、これにはいろいろ言いたいことがおありでしょうが、 E さん、まずは手短にどうぞ！」

② E

「まずね、そういう場をね、死刑廃止論者の弁護士の談合の場にしてはイカンよ。はっきり言って。なめとったらアカンぞ！ おんどらドアホ！！ なにがおまえ生き返った死体に精子入れたら生き返るってどういうこっちゃ！？ 人間17だろうが18だろうが、そんな言い訳をやな、え？ ぎょうさん20何人も集まりやがってやで、21人集まりやがって、おてんとさんに向かってお前ら本当に真剣に言えるのと思うてんのか馬鹿者！ ・・・出て来い。1人で相手したるわ俺が。君、どう思う、これ?」

③ B 弁護士（①－a、①－b）

「いや、もうね。ほんと残念というかねぇ・・・まあ弁護士っていうのもこんなものなのかなぁっと。んで、21人のあの弁護団の中で、特にA2っていう弁護士はね、あれはもう本当に弁護士バッジ取らないといけないはずなんですよ。ていうのは、光市の元々最高裁の弁論という期日をですね、日弁連の模擬裁判のその何かリハーサルがあるってことで、欠席をしたんですよね」

④ E

「出なかったやろ？」

⑤ B 弁護士（②－a、②－b、②－c）

「出なかったんです。もう、FAX一枚最高裁の方に流して、で、欠席したと。それに関して広島の弁護士会の方は、あのA2って弁護士じゃない広島のほうの担当の弁護士ですかね、懲戒事由に当たらないと。あれも１つのあの弁護活動だということで、懲戒を棄却しているんですね。一体弁護士が懲戒されるってことはどういうことやねんと？　E　さん言ったようにね、死体をよみがえらす為に姦淫したとかね、それからあかちゃん、子供に対しては、あやす為に首にチョウチョ結びを結んだということを、堂々と２１人のその資格を持った大人が主張するってこと、これはねぇ、弁護士として許していいのか？　という」

⑥ F

「弁護士というものをね、世の中の評価をドンドン下げている。」

⑦ B 弁護士（③）

「もうあれこそ非行という・・・」

⑧ F

「あれね、何が問題かっていうと、この証言っていうのは、要するに当人がこう言ってるからこういうふうにやってるんでしょうけど、１審２審ではまったく出て来ていない」

⑨ B 弁護士（④）

「言ってないんです。」

⑩ F

「突然出てきている訳。突然出て来て、当人しか知りえない事実な訳ですよ。こ

んなん誰が信用しますか！？　こういうものを、こういう最後の最終審近くになって出してくるってこと、まさにね、私は被疑者・被告人当人のためにもなっていない。これは明らかに政治運動ですね。」

⑪ B 弁護士（⑤）

「だから、１審２審で仮にそういう主張が出てたらこれはもう弁護人として止むを得ないところもあります。国家権力に対して、唯一被告人を代弁するってことで言わざるをえないんですけども。明らかに今回は、あの２１人というか、あのA2っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられないですよ。」

⑫ F

「A2さんはね、長い間ずっと死刑廃止運動をやってる人なんですよ。で、それはそれで良いです。私も死刑廃止論には耳を一部傾ける部分もある。でもそういうのはね、裁判所の外でやるべきことであって、立法府に働きかけるべきことでしょう。」

⑬ E

「道具の一つとしてね、使ってるようにね、見えてしまうところがあるんですよ。」

⑭ G

「弁護士ってのは、一回なってしまうとさ、ずっと弁護士なんだよねぇ？」

⑮ B 弁護士

「はい」

⑯ G

「裁判官の場合はいろんなそのいわゆる審判を受ける機会があるんだけど、弁護

士っていうものを公的にその資格を奪うっていう方法はないんですか？　１回なってしまったら、ずっと永久に資格があるという制度がおかしいんだ。」

⑰ B 弁護士（⑥－ａ、⑥－ｂ）

「弁護士自治といって、監督官庁が無いんですよ。で、国家権力と戦うとかいって、それが唯一弁護士会が懲戒権を持っていて、で、僕ね、だからほんとね、これＴＶ使わさせてもらって、もしカットされたらもうしょうがないんだけど、ぜひね、全国の人ね、あの弁護団に対してもし許せないって思うんだったら、一斉に弁護士会に対して懲戒請求かけてもらいたいんですよ。で、今弁護士会のほうに、１人の弁護士に、まぁ僕なんか何十件もやられるんですけど、２件３件来ただけで、もう弁護士会は大慌てなんですよ。ぜひね、懲戒請求ってのは誰でも彼でも簡単に弁護士会に行って懲戒請求を立てれますんで、何万何十万っていう形であの２１人の弁護士の懲戒請求を立ててもらいたいんですよ。」

⑱ H

「だからね、どうせ大新聞やＴＶはヘタレだからようせんだろうから、週刊誌は、あの２１人全員の顔写真と名前とね、過去にどういうのに関わってきたかということをね、出したったらええねん。ついでに住所も書いたれ。」

（スタジオ拍手）

⑲ B 弁護士

「いやほんとね・・・」

⑳ D

「あの、弁護団の主張なんですよ。こういう主張なんですけどねぇ。えぇ、ドアを開けて招き入れてくれた被害者を被告人の亡くした母親と捉え、被害者に抱かれた被害児を被告人の二歳年下の弟と捉え、更に死亡させた被害者の遺体を、自殺して横たえられている数年前の母親の遺体と捉えた、母子一体ないし母体回帰

の事件であると。こういうことをね、法廷で聞かされる被害者遺族はどうなのよ？」

㉑ H

「そのとおりだし、亡くなったお母さんやなんかのことも誹謗中傷してるわけで、K さんにしたら、被害者は本当にタフな方だから彼はあれだけれども、普通の人だったら、それで第二の陵辱を遺族が受けたに相当しますよね。これはね、精神的苦痛をね、そういう主張によって受けたということで、訴えられないのかね？」

㉒ B 弁護士（⑦）

「だからね、1審でもし言ってたらですよ、1審で言ってたらこれしょうがないんですよ。だからそうであればね、なぜ1審2審で言わずに、この差戻審になって初めてそういう主張をしたのかということを、きちんと説明しないと、あれもう訴えるもなにも、だから、懲戒請求を一万二万とか十万人とか、この番組見てる人が、一斉に弁護士会に行って懲戒請求かけてくださったらですね、弁護士会のほうとしても処分出さないわけにはいかないですよ。」

㉓ G

「これはおかしいねぇ。だいたい弁護士の資格っていうのはどうやって作るかっていうと、個人の品格とか人格とか能力っていうものとは別に、全く筆記試験で通るわけでしょ？　だからそういう、人間として異常なというか、人間として最低レベルの人格しか持っていないというような、仮にそういう人がずっと弁護士活動ができるっていう制度そのものがおかしい。」

㉔ F

「でもね、G さんね、弁護士はね、この人の横で言うこの人のことじゃないけれど、弁護士はやっぱね、品性下劣な人はいっぱいいますよ、はっきり言って。それは彼らだけじゃないんだそれは。」

㉕ I

「それはね、今に始まった事ではない。昔は三百代言といってね、社会的に尊敬される存在では無かったんです。B さんたちが英々として築いたというとちょっと褒めすぎだけれどね。まぁ、元々たいしたもんじゃないんですよ。だけど私はね、これで恥かくと思うの。つまりね、これでね、例えば、１審２審で殺意が無かったというのを言ってるならば別として、殺意があったことを認めてるわけでしょ。こんどの弁護団がやってる中では、改悛の情が著しいってことがあるわけだね、その罪一等を減ずるあれとして。だけども、改悛の情のある者がだねぇ、殺意がありましたといって１審２審で言ったことを今度はありませんでしたと言ったら、これ改悛の情にならないんじゃないですか？」

㉖ F

「しかもね、その奥さんを、殺して、犯してる訳ですよ。死後、死体を。そして子供を、床に投げつけて殺してる訳ですよ。こんな事件に対して、「凶悪性は一切見られなかった」というのが、弁護側の主張です」

㉗ D

「最後に１つ。こういう主張なんですがねぇ。こんなことがあったんですが、小さい子供に首紐を締めて締めたんですが、紐を自分の手に巻きつけて力いっぱい引っ張り、自分の手を痛めつけて責めた。次にその縄を被害児の首に巻き、蝶々結びで止めた。それは、母親を亡くして泣き叫ぶ弟に対し、兄ができるせめてもの償いの印であった。それは首に巻かれ、首の右端で結ばれた、償いのリボンであったのである。」

㉘ H

「こいつらを精神鑑定にかけろ！」

（スタジオ騒然）

㉙ B 弁護士ら

「妄想ですね。妄想。」

㉚ F

「私は、K はあえて呼び捨てで言いますけど、友人ですから、言いますけども、彼はこの間、ずっと人間を死刑にするというのはどういうことなのかと、自分なりにちゃんと考えてきたわけ。あるいはこの更生っていうのはね、一度少年で過ちを犯してしまった罪人の更生というのは何かということを、アメリカにまで行って、色んな文献を読んで真剣に考えてきた訳ですよ。そのね、弁護側の法律家の答えがこれですか？　私はね、許せないね本当に！」

㉛ D

「情けないです。」

㉜ J

「ひどい」

㉝ E

「唖然とするわ・・・」

㉞ D

「ということで次、まいりたいと思います。」

以上

放送内容の「事実摘示」について

① D

「5月24日、山口県光市母子殺害事件の差戻審の控訴審が、今週開かれた。検察側は改めて死刑を求め、弁護側は死刑回避を主張した。21名にも及ぶ弁護団によると、『当時少年は精神的に未発達で、ままごと遊びの感覚でやった』、『抵抗されたのでスリーパーホールドにした』、『生き返らせるために姦淫した』などと殺意の存在を否定。傷害致死にとどまると主張をした。」との事実摘示をしているが、現実に弁護団が主張した内容（更新意見書の内容）とは重要な点において齟齬、歪曲されている（原告第1準備書面13頁イ項参照）。

② E

「弁護団は、山口県光市母子殺害事件の差戻審の控訴審の場を死刑廃止論者の弁護士の談合の場にしている。弁護団が（世間を）なめている。弁護団が生き返った死体に精子入れたら生き返るという言い訳を主張している。」との事実摘示をしている。「死刑廃止論者の弁護士」によって構成された弁護団が、また、弁護団が差戻審の控訴審の場を「談合の場」にしているとの虚偽の事実を摘示することにより、一般視聴者に対し、原告らが、弁護人が本来遂行すべき職責とは別途の個人的な思惑のために審理を利用しているかのような印象を与えた上、「なめとったらアカンぞ！」「ドアホ」「馬鹿者」などと罵倒することにより原告らに対する人身攻撃を行っている（原告第1準備書面18頁ウ項参照）。

③ B 弁護士（①－a、①－b）

「弁護団の弁護士は、②に事実摘示されたようなものである。２１人のあの弁護団の中で、特にA2という弁護士は、あれはもう本当に弁護士バッジ取らないといけない行為をしている。光市の元々最高裁の弁論という期日を、日弁連の模擬裁判のその何かリハーサルがあるってことで、欠席をした。」との事実摘示をしている（原告第１準備書面１９頁エ項、２２頁オ項参照）。

④ E

「光市の最高裁の弁論という期日を欠席をした。」との事実摘示をしている。

⑤ B 弁護士（②－a、②－b、②－c）

「光市の最高裁の弁論という期日を欠席をするに際し、FAX一枚最高裁の方に流して、欠席した。それに関して広島弁護士会は、あのA2って弁護士じゃない広島のほうの担当の弁護士は懲戒事由に当たらない、あれも１つのあの弁護活動だということで、懲戒を棄却している。死体をよみがえらす為に姦淫した、子供に対しては、あやす為に首にチョウチョ結びを結んだということを、弁護士としては許されない主張を２１人の弁護人が主張した。」との事実摘示をしている（原告第１準備書面２６頁ア項、２７頁イ項参照）。

⑥ F

「光市事件弁護団が弁護士の世の中の評価をドンドン下げている行為をしている。」との事実摘示をして原告の名誉を毀損し、かつ原告らを侮辱している。

⑦ B 弁護士（③）

「光市事件弁護団が②～⑥の行為をしたのは、まさに非行である。」との事実摘示をしている（原告第１準備書面２９頁以下参照）。

⑧ F

「差戻審での証言（主張）は、被告人が言ってるから、弁護人が言っているのだろうが、１審２審ではまったく出て来ていない。」との嘘の事実を摘示している。

⑨ B 弁護士（④）

「差戻審での証言（主張）は、１審２審ではまったく言及されていない。」との嘘の事実を摘示している。

⑩ F

「差戻審での証言（主張）は、突然出てきている。これを最後の最終審近くになって出してくるのは、被疑者・被告人当人のためにもなっていない。弁護団は、弁護人としての職務を遂行しているのではなく、明らかに政治運動している。」と嘘の事実を摘示している（原告第１準備書面３２頁４項参照）。

⑪ B 弁護士（⑤）

「明らかに今回は、あの２１人というか、あのA2っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられない。」と原告らが、事実をねつ造して主張している旨の事実摘示をしている（原告第１準備書面３４頁５項参照）。

⑫ F

「弁護団が、裁判所の外でやるべきことであって、立法府に働きかけるべきこと死刑廃止運動を法廷内で行っている。」との趣旨の事実摘示をしている（⑩と同趣旨の名誉毀損行為である）。

⑬ E

「光市事件弁護団が、弁護活動を死刑廃止運動の道具の一つとして使ってる。」との趣旨の事実摘示をしている（⑩と同趣旨の名誉毀損行為である）。

⑭～⑱は懲戒扇動行為・意見と評価できる（原告第１準備書面４３頁６項参照）。

⑲ B 弁護士

「いやほんとね・・・」と述べて、前記の懲戒扇動行為を煽る意見である。

⑳ D

「弁護団の主張は、ドアを開けて招き入れてくれた被害者を被告人の亡くした母親と捉え、被害者に抱かれた被害児を被告人の二歳年下の弟と捉え、更に死亡させた被害者の遺体を、自殺して横たえられている数年前の母親の遺体と捉えた、母子一体ないし母体回帰の事件である。」と述べ、被告人が「被害児を被告人の二歳年下の弟と捉えた」との事実を摘示している。

「こういうことをね、法廷で聞かされる被害者遺族はどうなのよ？」と述べる箇所は、⑲と同様、被害者の遺族感情を強調し、懲戒を扇動する意見である。

㉑ H

「亡くなったお母さんやなんかのことも誹謗中傷してる。」、「第二の陵辱を遺族が受けたに相当します。」との箇所は、被告人の母体回帰の主張は、「亡くなった被害者である母親を誹謗中傷したうえ、遺族が第二の陵辱を受けた」という何れも嘘の事実主張であり、原告の名誉を毀損するとともに、原告らの名誉感情を侵害するものである。

また、「精神的苦痛をね、そういう主張によって受けたということで、訴えられないのかね？」との箇所は、懲戒を扇動する意見である。

㉒ B 弁護士（⑦）

「１審２審で言わずに、この差戻審になって初めてそういう主張をしたのか、……きちんと説明しない」、との箇所は、差戻審に至り、初めて母体回帰などの主張がなされたという嘘の事実主張である（被告人は最高裁に対する上申書の中で既に主張していた）。

また、「懲戒請求を一万二万とか十万人とか、この番組見てる人が、一斉に弁護士会に行って懲戒請求かけてくださったらですね、弁護士会のほうとしても処分出さないわけにはいかないですよ。」と述べた箇所は、懲戒請求の数が多ければ、弁護士会は懲戒処分を出さないわけにはいかないという嘘の事実を摘示したうえ、懲戒を扇動している意見でもある（原告第１準備書面４７頁７項参照）。

㉓ G

「弁護士の資格は、個人の品格とか人格とか能力っていうものとは別に、全く筆記試験で通る」、「人間として異常なというか、人間として最低レベルの人格しか持っていない」「そういう人がずっと弁護士活動ができる」との箇所は、原告らの人格を貶める明らかに虚偽の事実摘示である。

また、この主張することにより、原告ら弁護士が人格的にも法曹資格的にも問題があるとの印象を与え、懲戒を扇動行為でもある。

㉔ F

「弁護士はやっぱね、品性下劣な人はいっぱいいます……彼らだけじゃない」との箇所は、原告らの人格を貶めるための虚偽事実の指摘であり、かつ、懲戒扇動行為である。

㉕ I

「B さんたちが営々として築いたというとちょっと褒めすぎだけれどね。」との箇所は、弁護士制度の由来と、その信用は弁護士が刑事事件等で権力を相手に闘うなどのして営々として築き上げてきたことを隠し、被告 B を持ち上げるようとするための嘘の事実摘示である。

「例えば、１審２審で殺意が無かったというのを言ってるならば別として、殺意があったことを認めてるわけでしょ。こんどの弁護団がやってる中では、改悛の情が著しいってことがある」と箇所は、弁護団が殺意があることを認めたうえで、改悛の情が著しいと述べて罪一等を減ずることを求めていると主張しているとの虚偽主張である（被告人や弁護団は、そもそも殺意の存在自体を争っているのである）。

「改悛の情のある者がだねぇ、殺意がありましたといって１審２審で言ったことを今度はありませんでしたと言ったら、これ改悛の情にならないんじゃないですか？」との箇所は、前記と同様、改悛の情を主張していることを前提とした嘘の事実の主張である。

㉖ F

「奥さんを、殺して、犯してる」との箇所は、強姦殺人の事実の主張であ

るが、被告人は被害者の母の死亡後に姦淫の意思が生じたしたものであり、虚偽事実の摘示である。

また、「そして子供を、床に投げつけて殺してる。」との箇所は、死因に関する嘘の事実摘示である。

さらに、「こんな事件に対して、「凶悪性は一切見られなかった」というのが、弁護側の主張です」との箇所は、嘘の事実摘示である。弁護側は、「凶悪性は一切見られなかった」などとの主張は一切行っていない。

㉗ D

「こういう主張なんですがねぇ。」、「小さい子供に首紐を締めて締めたんですが、紐を自分の手に巻きつけて力いっぱい引っ張り、自分の手を痛めつけて責めた。次にその紐を被害児の首に巻き、蝶々結びで止めた。それは、母親を亡くして泣き叫ぶ弟に対し、兄ができるせめてもの償いの印であった。それは首に巻かれ、首の右端で結ばれた、償いのリボンであったのである。」との事実を摘示している。「小さい子供に首紐を締めた」旨の、弁護団の主張とは異なる事実を前提に、弁護団の主張を非難している。

㉘ H

「こいつらを精神鑑定にかけろ！」との発現は、原告らの人格に異常な問題があるとの事実を前提にした主張であり、原告らを侮辱するものである。

(スタジオ騒然)

㉙ B 弁護士ら

「妄想ですね。妄想。」との発言も㉘と同様、原告らを侮辱する発言である。

㉚ F

「Kは、……ずっと人間を死刑にするというのはどういうことなのかと、自分なりにちゃんと考えてきた。あるいはこの更生っていうのはね、一度少年で過ちを犯してしまった罪人の更生というのは何かということを、アメリカにまで行って、色んな文献を読んで真剣に考えてきた訳ですよ。」と、「そのね、弁護側の法律家の答えがこれですか？　私はね、許せないね本当に！」と発言は、被害者の夫は死刑につき、真剣に考えてきたが、原告ら弁護団は、このことを真剣に考えていないとの事実摘示であるが、これは嘘であって、原告ら弁護団を誹謗するものである。

㉛ D

「情けないです。」との発言も㉚と同様である。

㉜ J

「ひどい」との発言も㉚と同様である。

㉝ E

「唖然とするわ・・・」との発言も㉚と同様である。

㉞ D

「ということで次、まいりたいと思います。」

以上